

參議院議員選舉法の一部を改正する法律案外一件委員會會議錄 (速記)第二回

付託議案
參議院議員選舉法の一部を改正する法律案(政府提出)(第七號)
都道府縣及び市區町村の議會の議員及び長の選舉の期日等に關する法律案(政府提出)(第八號)

昭和二十二年三月六日(木曜日)午後一時四十六分開議

出席委員

- 委員長 松川 昌藏君
- 理事 横田 清藏君 理事 早稻田 柳工四郎君
- 寺尾 豊君 本多 花子君
- 天野 久君 江部 順治君
- 大久保傳藏君 松岡 運君
- 鈴木 義男君 森 三樹二君
- 香川 兼吉君 大津 桂一君

出席國務大臣 植原悦二郎君
出席政府委員 內務大臣 植原悦二郎君
內務事務官 林 敬三君

本日の會議に付した議案
衆議院議員選舉法の一部を改正する法律案(政府提出)
都道府縣及び市區町村の議會の議員及び長の選舉の期日等に關する法律案(政府提出)

○松川委員長 會議を開きます。これより參議院議員選舉法の一部を改正する法律案、及び都道府縣及び市區町村の議會の議員及び長の選舉の期日等に關する法律案の二件を一括議題といたしま

第六類第四號 參議院議員選舉法の一部を改正する法律案外一件委員會會議錄

す。まず政府の説明を求めます。
○植原國務大臣 參議院議員選舉法の一部を改正する法律案の提案の理由並びに法案の内容の概略につきましては既に本會議において御説明申し上げたのでありますが、ここに重ねて、法案の要旨並びに法案中主要な事項につき御説明申し上げます。

參議院議員選舉法は、さきの第九十一議會を通過成立し、去る二月二十四日公布、即日實施されるに至つたのでありますが、本法に對しましては議會審議の際、衆議院におきまして、選舉運動に關してわが國過去の幾多の選舉の實績に鑑み、選舉の事前運動及び戸別訪問の禁止、並びに費用制限の規定を、今にわかに撤廢することは時期尚早と思われるから、政府は第九十二帝國議會に適當なる法案を提出し、善處すべき旨の附帶決議がなされたのであります。政府は本法の立案に際しましては、選舉運動及び選舉運動の費用に關する、あまりにも煩雜な法的規制は、選舉の明朗潤滑性を喪失せしめるのみならず、これに對抗する新たな脱法的措置を講じさせることとなつて、所期の目的を達することができないのが實情でありまして、特に全國選出議員の場合についてはその感を深くします。ましては、買収、選舉妨害等の悪質犯の處罰のみに止めて、他はこれを放任

して一般國民の批判に任せるのが最も適切なる方策であると考え、第一に議員候補者及び政黨の選舉運動に關する収入及び選舉運動の費用の公開、第二に選舉事務關係者の、關係區域内における選舉運動の禁止、及び第三に選舉運動のために掲示したは頒布する文書、圖畫の形式、數量、掲示の場所等に關する制限に關する措置を講ずるに止めて、他は一切これを自由に放任することとしたのであります。もとより選舉運動は原則として國民の自由行動によるべきでありまして、これに煩雜な制限を加へますことは適當ではないのであります。過去の實績に鑑みまして、現下の狀況に照らし、最小限度選舉の事前運動の禁止等に關する規定は、なお當分の間これを存置することを適當であるといはしめる衆議院の附帶決議の趣意には、傾聴すべきものがあり、かたゞ衆議院議員の選舉その他各種選舉におきましても、同様の法的規制が存置されることでもあります。政府は附帶決議の意のあるところを了承して、次の議會にこれに關しする改正案を提出することを言明したのであります。

以上を經緯に鑑みまして、政府におきましては參議院議員選舉法の一部を改正することとしたし、選舉運動及び選舉運動費用に關して、事前運動及び戸別訪問の禁止、並びに費用の最高額の制限規定を設けますとともに、兒童等に對する特殊の關係ある地位を利用する選舉運動の禁止、その他若干の事項に關して必要な規定の改正を行うために、本改正案を上程いたしました次第であります。以下改正規定の各條項につきまして御説明申し上げます。

第一には、第七十四條第一項として新たに加へようといはします規定は、選舉運動費用の制限に伴ひまして、制限額の超過を理由とする當選無効訴訟の手續を定めようとするものであります。本項におきまして本訴訟を提起すべき裁判所を、現行衆議院議員選舉法の規定するように、大審院に相當する最高裁判所とせず、東京高等裁判所としたのは、最高裁判所をして、改正憲法におきまして、新たに定めた特殊の重要な職責を十二分に盡させることと、事實審理を一切行わぬその建前からみまして、これに出訴させることは適當でない認められるのみならず、反面においては全國選出議員の選舉の特殊性及び選舉に關する訴訟を、できるだけ速やかに處理、終結させる必要を考慮しなければならぬので、特に東京高等裁判所に出訴させることが適當と考えたからであります。

第二には、第七十六條の改正規定中第一項はいわゆる事前運動の禁止の規定であります。第二項は戸別訪問禁止の規定であります。同條第三項の改正規定は、昨年四月に施行された衆議院議員の總選舉におきまして、特に國民學校等の兒童等に對する特殊の關係ある地位を利用して選舉運動を行つて、不當に選舉運動の機會均等の原則を破る等、相當弊害の顯著なるものがあつたように見受けられましたので、學校の教職員等が、未成年のすなわちまだ選舉權を有していない兒童生徒及び學生に對する、特殊の關係ある地位を利用して選舉運動をすることを禁止しようとするものであります。

第三には、第七十九條の改正規定は選舉運動の費用の最高額を定めて、選舉運動費用を制限しようとするものであります。現行衆議院議員選舉法の規定に準じて、規定しようとするものであります。ただ最高額を定めるにあたりまして、基準となるべき議員一人當りの選舉人の數を乗すべき一定金額はこれを固定せず、物價變動の狀況その他を勘案して、最も適當な額を定めることができるように、命令をもつてこれを定めようとするものであります。

第四には、第八十四條の改正規定は選舉運動に關し事前運動、戸別訪問及び兒童等に對する特殊の關係ある地位を利用して行ふ選舉運動の禁止規定が、新たに加へられるのに伴ひましてこれらの規定に違反する者に對する罰則を定めようとするものであります。第五には、第九十條第一項の改正規定は、無料郵便に關する制度を定めた

第二回 昭和二十二年三月六日

ものであります。近く提案いたす豫定であり、衆議院議員選舉法の一部を改正する法律案におきまして、現下における用紙の逼迫の状況に鑑み、従来の無料郵便物の制度を改めて、通常葉書を議員候補者一人につき一萬枚を限つて、無料で差出すことができ、ように改正する考であるのであります。本項は衆議院議員選舉法の改正に照應するとともに、選舉運動費用の節減に資し、選舉の機會均等を確保しようとするものであります。

第六には、參議院議員選舉法附則第四條の改正規定は、その後の政治情勢の變化により、衆議院の解散が豫定されるに至つたために、第一回の參議院議員の通常選舉、全國選出議員選舉管理委員を、衆議院議員の中から選舉させることが困難となるおそれがありますので、特に貴族院議員の中からこれを選舉するようにしようとするものであります。

第七には、參議院議員選舉法附則第十條の改正規定は、當選人の確定できるだけ速やかならしめて、なるべく改正憲法施行の時期までに、參議院議員の選舉を完了させるために、今回の選舉に限つて、當選承諾期間を五日に短縮しようとするものであります。

第八には、參議院議員選舉法附則第十一條の改正規定は、選舉運動の費用制限を行うに伴ひ、その最高額算出の基準であります議員の定數について、任期六年の議員と、任期三年の議員の合併選舉であります第一期の選舉の特質に鑑み、地方選出議員については、「通常選舉における當該選舉區内の議員の定數」とあるのを、單に「當該選舉區内の議員の定數」とし、

全國選出議員については「通常選舉における議員の定數」とあるのを、單に「議員の定數」とするようの特例を設けようとするものであります。

その他第二十一條第二項、第八十條の改正規定は、前に御説明申し上げました各項の改正に伴う條文の整理及び字句の單なる訂正であります。

以上參議院議員選舉法の一部を改正する法律案の内容の大綱を御説明申し上げました次第であります。何とぞよろしく慎重審議の上、速やかに御協賛あらんことをお願いいたします。

次に都道府縣及び市區町村の議會の議員及び市長の選舉の期日等に關する件につきまして、その提案理由並に法案中の主要な事項の概略について御説明申し上げます。

この法律案は、新憲法實施を控へ、四月中に國及び地方の選舉を一齊に行ふことが適當と認められますので、都道府縣及び市區町村等の議會の議員及び市長の選舉を、内務大臣の指定する日に一齊に施行させるために必要な事項を規定しようとするものであります。

まず第一に規定しようとする點は、都道府縣及び市區町村等の議會の議員及び市長の選舉は、衆議院議員及び參議院議員の選舉とともに、新憲法施行の期日までに、相次いで行われ、かつ、これらの各種の選舉を圓滑にかつ支障なく行わしめるために、内務大臣の定める期日に、一齊にこれを行わしめようとするものであります。

満了しない市區町村等の議會の議員の任期を、同日に満了させることとしたし、新憲法實施の時期までに、一切の地方議會の議員を更新しようとするものであります。

第三の點は參議院議員選舉法等の制定に伴ひ、今行われる地方選舉についても、選舉權の欠格條項を整理し、選舉權の範圍を擴張しようとするものであります。何とぞ慎重御審議の上、速やかに御協賛あらんことをお願いいたします次第であります。

○松川委員長 次いで兩案を一括議題として質疑に入ります。鈴木義男君。

○鈴木(義)委員 第一にお尋ねをいたしたいのは、この選舉法が非常にたくさんでございまして、殊に將來の民主政治を實施して行きますことは、あらゆる選舉を通じてやつていかなければならぬのであります。選舉法というものは非常に大事なものであります。參議院、衆議院、知事、縣會、市區町村會、市町村長等の選舉は、ほとんどこれは共通の基礎の上に行われるものが多いのであります。いわば選舉法總則というやうなものをつくつて、各種の選舉について各論的に規定をして、一つの統一した選舉法典をおつくりになることが適當ではないかと思ふ。政府においては、そういう御意思が御座りませんかというところをお尋ねしたい。

○植原國務大臣 鈴木君にお答えいたします。御質問は、まことにごもつともな御質問と思ひます。しかし御承知のごとく新憲法ができた、新たに參議院の選舉法を定める必要がある。その選舉法につきましても、政府では、なるべく參議院は全國の選舉區というやうな、未だかつて日本に試みられなかったところの選舉區制もあるのであるから、かような大選舉區で戸別訪問とか、あるいは買収というやうなことは、ほとんど不可能だろつというやうなことになるべく自由闊達なる選舉をさせるようになしようとして、從來の選舉法における制限をとりまして、御承知のごとく去る議會に政府はこれを提案いたしました。ところが衆議院の各位の御意見で、まだ日本の國民の政治教養はその程度に至つておらぬのだ。戸別訪問の弊害もある。また選舉費用の制限等もいろいろなお説もございまして、衆議院多數の御意見に従つて、選舉法等はしかるべく改正することが當然と思ひ、ここに御承知のごとく參議院議員選舉法の一部を改正する法律案を提出いたしましたのであります。これらとまたいろいろのバツを合わせ、衆議院議員選舉法の改正も必要になりましようし、從來存在しておりましたところの都道府縣、市區町村等の議員の選舉につきましても、從來の法案があり、とりあえずそれらに對しても改正を加えるところは改正をしなければならぬというやうな、昨年憲法が定められて以來、いろ／＼迅速に決定しなければならぬことがありまして、とりあえずさうな決定をいたしておる次第で、殊に知事の公選などという新しいこともございましたので、その必要に應じてその選舉法をつくる、こつうふに現在の行きがかりが、いろ／＼の選舉に對していろいろの法律案ができておるといふことになつておると思ひます。もしこれらが一貫して一つの選舉法ができるやうな形になりますれば、それは理想的で結

構なことだと思ひますが、現在ならばならぬ状態になつておりますことについては、鈴木君よく御承知であらうと思ひます。將來これらを考えまして、なるべく國民全體にわかりのよいようにな、またその運用についても統一した運用のできるやうに法を定めることは、まことに結構だと思ひます。それらのことも御意見に従つて、將來研究の餘地を残してまいりたいと思ひますが、ただいまのところさうな思ひが、ならない事情は御承知を願ひたいと思ひます。

○鈴木(義)委員 次ぎに今回の御提案は大體賛成であります。わが黨におきまして前の議會で修正意見を出したのが、そのまま御採用になつておるのであります。わが黨が出したときには、まだ時期尚早である。あるいはできるだけ選舉は明朗闊達にやる方がよろしいから、制限はしない方がよろしいというやうなときの内務大臣の御答へであつたのであります。しかして制定公布せられまして、未だ一回も施行せざる法律が、またわれ／＼の提案と同じ修正案を出しになるといふやうなことは、あまり議會の審議權を尊重しておるゆゑんではないと思ひます。與黨以外の黨の提案でも、やはりとるべきものはとるといふ習慣をつくつていただきたいと、われ／＼は考へておるのであります。その意味において未だ一回も施行せざる法律を、特に改正をしなければならぬ理由が、念のためにお伺ひしたい。

○植原國務大臣 御説のごとくに、參議院法は去る九十一議會に通過いたして一回も實施されておられません。私の

考を、すべての法律でも、國政でも
民主主義に立脚する以上は、第一に國
論の趨勢、またさらにこれが具體的
なりませれば、議院各位の大多數の意
向、それを考慮に入れて國政を行ひ、
法律をつくつていくことが、一番よろ
しいことだと思ひます。どの黨派がど
ういふ意見をもつておるとか、いふよ
うなことは別問題として、議員多數の希
望するところに向つて政治を行ひ、で
きれば法律をつくつていく、これが民
主政治實現の上のなすべきことだと思
ひます。そのゆゑに去る議會において
參議院法通過の際に、附帯決議を付さ
れたその附帯決議の趣意は、衆議院多
數の御意向と思ひ、それをたとへ一回
も實施しないところの選舉法でも、初
めて參議院というふうなものができま
して、この選舉を行つては、國民を代
表する衆議院の多數の方の御意向に
よつて參議院選舉法をつくり、それ
を運用していくことがよろしいこと
だと思ひます。前の議會に議會多數
の御意向として現われたことをここに
織り込んで、この改正案を提出した次
第であります。かような立場で一回も
實施しない法でありますけれども、か
ように改正することが民意に副うゆゑ
んであり、また初めての參議院議員選
舉を行つては、なるべく國民を代表す
るところの衆議院各位の意向を織りこ
んだ法律を用いて行つて、一番よろ
しいこととしてかまうにいたしたも
のであるから、これに對しては必ず私
は鈴木君も御同意下さつて、賛意をお
表し下さることと存じております。

○鈴木(義)委員 賛意は表しますが、
立法技術の精力の經濟から見て、あ
のときに一擧手一投足の勞で訂正がで

たものを、こうしてまた改めてやると
いうことは、はなはだむだな精力の浪
費であるということを御注意申し上げ
ておきたいのです。

次にこれはこの改正とは直接關係が
ありませんが、實際に參議院議員の選
舉が今や行われんとしつゝ、既に資
格審査を経た結果、いわゆる事前運動
に類したものが行われつつあるのであ
ります。嚴格な意味で事前運動とは思
いませんが、全國選舉區というものが
大いに疑問のある制度であるというこ
とは、私も前回の議會において大いに
強調いたしておいたのであります。既
にいわゆる豫備運動とも申したらよろ
しいか。事前運動とは申しませんが、
そういう傾向を見ますと、ほんとう
に全國選舉區として使おうとしてい
る候補者が非常に少い。全國立候補を
志しておりながら早くも何縣と何縣に
働きかける。こういうことは、つと
め私どもは豫見して、全國選舉區はや
めたらよからうというのを申し上げた
ことがあつたのであります。政府は全
國選舉區というものが、やはり理想的
な區制であるともお考えになつてお
るのであります。今もお考えになつて
見を承つておきたいと思ひます。

○植原國務大臣 これは鈴木君よく御
承知であります。これは民主政治とい
うものは、ほんとうに哲人が考へる理
想というふうなものが行われにくいも
ので、まあ大勢の人の寄り集まつた妥
協の政治というものが、多く民主政治
の現實のものではありますまいか。そ
こで全國大選舉區が理想的にいかど
うかといへば、私自身もすこぶる疑問
をもつております。疑問をもつてい
けれども、いろ／＼の關係方面やなど

で、大勢の意見が妥協的にでき上つた
ものが、全國一選舉區として、できた
わけで、實現される前にもそれが理想
かといへば、なか／＼經驗のないこと
で、ただい／＼のことを想定してみ
るので、理想でないようにも思われる
し、理想のようにも思われますけれど
も、どうも大勢のやることは、大概大
勢の意見で落着く所で落着かせるより
仕方がないというためにまあできたよ
うな次第でありまして、これがはたし
てうまくいくかいかぬかといふこと
は、法律そのものばかりでなく、日本
國民の政治思想というものが、政治教育
というものが、どれまでに實際面にお
いて働くかといふことの想定も、やは
りこれがうまくいくかいかぬかとい
ふことの判断の基礎にもならぬと思
ひます。これに對しては正直なことは
どうもわかりません。しかし大勢でこ
こに落着いたので、まず一度やつてみ
た結果によつて、その上でいいとか悪
いとか判断することが、政治家の行く
べき途ではなからうかと思ひます。鈴
木君もこの點はよく御承知のことと思
ひます。

○鈴木(義)委員 それらの點はその程
度にいたしました。次に費用の問題に
ついてお伺いいたします。御提案のこ
の改正案では、抽象的にだけ出てお
るのであります。通常選舉の場合、實
際の具體的な數字は命令で定められ
るのですか。腹案があらうかと思ひ
ます。お示しを願ひたいと思ひま
す。

○植原國務大臣 ただいまの御質問に
對しても、政府で相當豫想し、あるい
は具體的に考慮したこともありませ
ん。しかしこれも御承知のごとく、今回は

四月二十日に參議院議員の選舉が行
われ、四月二十五日に衆議院議員の選
舉が行われるというふうな状態になつ
ておりますので、兩者をならみ合わせ
なければならぬといふことも、實際
上起つてまいりません。そこで最近衆
議院の方でいろいろお寄りになつて、
この問題についても御研究になつて、
ある結論に到達したように伺つてお
ります。そうするとこれもやはり參議
院議員の選舉の費用を考へる上に、一
應照らし合はせてみなければならぬよ
うに考へますので、まず大體におい
て府縣の參議院議員に對しては五萬圓
當、全國に對しては七萬五千圓見當
にあたるようなことではいかかかと、
これも衆議院の方々の、もし各派で御
決定になつた額が決定すれば、それら
をならみ合はせてきめたように考へ
ております。大體その見當をならん
でおります。

○鈴木(義)委員 そうするとたとへば
衆議院の方では先般各派共同委員會で
きめましたが、現行法が三十錢にな
つておるが、それを六十錢ぐらゐに
して、倍額にしようといふことになつ
たのであります。やはりこの參議院の
方でも府縣の選舉の場合には、これは
ちよつと數字は違つてきます。額でい
へば五萬圓になる場合には、かける數
は人数が少いから違つてまいります。と
うか。府縣選舉の費用は、大選舉區
における衆議院の選舉とはほぼ同じ
費用でやるといふ方針でおられる。こ
う承つてよろしいでしょうか。

○植原國務大臣 大體さうに考へて
おります。

○鈴木(義)委員 それをわれ／＼は希
望するのであります。參議院が特に多
く費用を要するといふ理由はちよつと考
えられない。働きかける選舉民の範圍
は、大選舉區でありませぬ限りは同一
である。同一でない所もありません。同
一で、費用が一方は非常に多く許され
、一方は少いといふことではよろしく
ないと思ひます。からでできるだけ歩
調を一にして御決定を願ひたいとい
うことを希望として申し上げておま
す。

○植原國務大臣 なるべく御希望に副
うようにいたしたい。定員數でありま
したらば違ふかも知れませんが、今
お話のような理由で逆算しても、さ
うな方針で行きたいと考へておま
す。

○鈴木(義)委員 私の質問はこれで終
りました。

○松川委員 森三樹二君。

○森(三)委員 私は選舉の公營を今後
徹底していただきたいといふ觀點か
ら、二、三質問してみたいと思ひま
す。衆議院の選舉の費用が、先日の各
派の共同委員會で、大體五萬圓程度
といふような標準にきめられたとい
うことを聞いております。ところが實
際今日のインフレーションの經濟状況
から言つて、一般に言われております
は、大臣も新聞等でお知りですやう
な、あるいは百萬圓かかるとか言わ
れておる。また衆議院等におきまし
てもお互いが話をすれば、今度の選
舉は物が高いから五十萬かかるとか、
あるいはいくらか少くとも二、三十
萬かかるとか、いふことが言われて
おるのであります。さういふやうな
情勢のもとでは、金のある者でな
ければ選舉に出れないといふ形が
續くのであります。

なかつた者等が、相當あるように地方では見受けませんが、こうした者に對して、資格審査にあつてはいかなる方途をとられるか、こゝういふ點を伺いたいであります。

それからいま一つは、各種選舉におきまして、審査期間中に申請をしなければなかつた者があつた場合、選舉民が最適任者と認めてこれを推薦するような現實の問題が生れて來ると存じます。そういう場合は、さらに資格審査をして立候補せしむることができぬか、あるいは期間中に資格審査を受けなかつた者は、立候補することができぬのか、この二點について伺いたいと存じます。

○植原國務大臣 參議院、衆議院、あるいは知事等の選舉につきましては、事前に資格審査を要求されておられます。従つて資格審査を受けない者はちよつと立候補はむづかしいことになっておられます。そういう建前でおられます。それから府縣會、町村會議員の選舉には、資格審査が事後に行われるものに對しても、資格審査の書類は選舉前に提出するようになっております。その審査は後に行われましようが、資格審査の書類を出さなければ立候補できない建前になっております。御承知のごとく、これはただ政府ばかりのなんでもなく、關係筋やいろ／＼の方面でさうよになつておられることを御諒承願いたいであります。

○早稲田委員 いま一つ伺いたいと存じますのは、先般の議會において、今議會には、地方自治制度の改正に伴う官吏法であるとか、公務員法であるとかいふような、地方自治制度の確立に重要な法案が提出されると稱されてお

り、また大臣も、おわかりにはなりませんが、前大臣が明言しておりました。今議會においてこれらの諸法案の提出がせられるように私もは期待しておりますが、その邊に對しての大臣の所見を伺いたい。

○植原國務大臣 地方自治法案は提出することになっております。近く提出して皆様の御審議をお願いいたします。

○早稲田委員 公務員法とか、あるいは官吏法も出るのですか。

○植原國務大臣 それはちよつと間に合わないようでございます。

○早稲田委員 地方局長に一つ伺つておきたいのですが、今般の各種選舉は合併選舉とか、あるいは合同選舉といふような方途をとられるように聞いておられますが、これらの趣旨の徹底、あるいは運営の方法について所見を伺いたいと思ひます。

○林(敬)政府委員 このたびは、四月中にあれだけのたくさんの選舉が行われます。しかも知事、市町村長合併のございます。それから地方議會は道府縣會、市町村會全部合併になつております。従いまして今御指摘のようになつておられるわけでございます。しかも憲法施行を目前に控えて、ぜひやらなければならぬと考へまして、こゝういふ計畫を立てたわけでありまして、日にちが非常に少いのでございます。それで趣旨を普及徹底する。その他技術上、事務上、投票の上において誤りなからしむるといふことにつきましては、私どももいたしましては言論機關の方々の全幅の御協力も仰ぎたいと思つております。また道府縣廳といふものの全精

力を傾けて、誤りないようにやつていきたい、かように考へております。方途についてはいろいろ考へられるのでございまして、短期間に全精力を傾倒いたして誤りなきを期していきたい、かように考へるわけでございます。今でもあらかじめ法の改正その他を豫想しまして、實はいろいろと道府縣廳の責任者を呼びまして打合せもいたしまして通牒も出してあります。今後も一層この點は努力いたしまして、誤りなきを期したいと存じております。

○早稲田委員 ただいまの點につきましては、これは相當困難な面が多いと存じますので、完壁を期していただきたいと思ひますが、もう一つ氣づきました點をお尋ねしたいと思ひますが、先ほどちよつとお話もありましたが、選舉の公營についてはいろいろ意見もあ

りますが、今般の物資の不足による態勢に伴ひまして、新人進出の途がふさがれたような感じがいたしますが、新人の進出にあたりましては、ポスターであるとかあるいは推薦状、その他ほとんど知悉せしむるに必要なる手段を選ぶことができないよになつたよになつたよに考へられますが、何かこれについて當局は、新人進出に適切なる方途を考へられておるかどうか。こゝういふ點を一つ承つておきたいと思ひます。

○林(敬)政府委員 先ほど公營についていろいろお尋ねがございましたが、大臣から御答辯がございましたが、私どもはお話のように、理想としては公營といふものを、でき得る限り擴大していく方向でいきたい。かように考へております。この議會が済み、選舉が済みますましたならば、またすぐに選舉法のいろいろ／＼な調査といふもの、過去を顧

みて、先ほどお話をいたしましたように立憲政治の基礎をなしますところの選舉といふものの完壁を期するための、あらゆる調査と研究を續けていきたいと存じておりますし、公營といふ方向についても、でき得る限りこれは擴大していく方向で進むべきものと思ひます。ただ現在の實情から申しますと、まことに御承知のように資材も行き詰まり、人手も少く、無理にそれを動員しようとするれば非常に金がかかつてしまつて、手も足も出ないという状態でございます。これを自由に放任しておけば、非常にやみでお金がかかるというよくなことを放任するよくな結果になります。それでは金がかかるからというて公營にしようとしたら、國の力、縣の力、公共團體の力をもちまして資材、人といふものについて、はたと行き詰まつて、引受けてもこれがどうにもできないというよくな實情でございます。衆議院の各派交渉でもいろいろ／＼なお話しがあつたよに承り、また内務省としてもその間の理想と現實といふものをにらみ合わせ、しかもお引き受けできる可能の程度、最大限度の公營といふところに止めてやつていくよほか、いたし方がないという現状でございます。そこで現在では御承知のように、施設の公營とか、さきお話がありました通常常書を一萬枚出すとか、経歴公報を出しますとか、氏名を掲示いたしますとか、さういふよくな方法でもつてやつていくよほか、いたし方がないと思ひます。この際各位の絶大なる御援助によりまして委員長の職を汚しましたことを厚く御禮申上げます。本日はこれにて散會いたします。

○松川委員 暫時休憩いたします。

午後二時五十七分休憩

午後三時十七分開議

○松川委員 休憩前に引續き會議を開きます。質疑は終了いたしました。これより討論に入ります。横田清茂君。

○横田委員 私は原案に賛成いたします。

○松川委員 早稲田柳石君。

○早稲田委員 本案は新人の進出には相當大きな阻害を來すものと存じます。が、現下の状態とらみ合わせてやむを得ぬものと存じまして本案に賛成いたします。が、資材面との關係をにらみ合わせて、適當な時期に改正されんことを希望いたしましたして賛成するものであります。

○松川委員 鈴木義男君。

○鈴木(義)委員 ただいま進歩黨の御意見では、新人の進出によろしくないという御意見であります。本案は別にさういふことには關係ないと思ひます。誤解ではないかと思ひます。戸別訪問の禁止だとか、未成年児童を利用することを禁ずるとか、選舉費用を制限すること、いづれもよいことばかりであります。またわが黨としてもかねての主張でもあり、無條件賛成いたします。

○松川委員 討論は終結いたしました。採決いたします。兩案とも原案に賛成の諸君は起立を願います。

〔議員起立〕

○松川委員 起立總員、よつて兩案はいづれも原案の通り可決いたしました。これにて本委員會の議事は全部終了いたしました。

この際各位の絶大なる御援助によりまして委員長の職を汚しましたことを厚く御禮申上げます。本日はこれにて散會いたします。

午後三時十九分散會